

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成九年総理府令第五十三号)(抄)

改正案		現行	
別記(第一条関係)	別記(第一条関係)	別記(第一条関係)	別記(第一条関係)
番号	番号	番号	番号
第一(第三十三)南極特別保護地区	第一(第三十三)南極特別保護地区	第一(第三十三)南極特別保護地区	第一(第三十三)南極特別保護地区
名称(略)	名称(略)	名称(略)	名称(略)
ロス島のクロージア岬	ロス島のクロージア岬	ロス島のクロージア岬	ロス島のクロージア岬
指定文(略)	指定文(略)	指定文(略)	指定文(略)
この地区は、クロージア岬の北海岸にある地点(南緯77度26分54秒東経169度11分30秒)を起点とし、同地点から東経169度11分30秒の経度線を北に進み、南緯77度26分東経169度11分30秒の地点に至り、同地点から南緯77度26分の緯度線を東に進み、南緯77度26分東経169度28分の地点に至り、同地点から東経169度28分の経度線を南に進み、南緯77度32分東経169度28分の地点に至り、同地点から南緯77度32分の緯度線を西に進み、南緯77度32分東経169度20分の地点に至り、同地点から稜線を西に進み、ボム峰(南緯77度31分東経169度11分30秒)に至り、同地点から東経169度11分30秒の経度線を北に進み、ポスト・オフィス丘の南西にある地点(南緯77度28分東経169度11分30秒)に至り、同地点から稜線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜	この地区は、クロージア岬の北海岸にある地点(南緯77度26分54秒東経169度11分30秒)を起点とし、同地点から東経169度11分33秒の経度線を北に進み、南緯77度26分東経169度11分33秒の地点に至り、同地点から南緯77度26分の緯度線を東に進み、南緯77度26分東経169度28分の地点に至り、同地点から東経169度28分の経度線を南に進み、南緯77度32分東経169度28分の地点に至り、同地点から南緯77度32分の緯度線を西に進み、南緯77度32分東経169度20分の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、ボム峰(南緯77度31分東経169度11分33秒)に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯77度29分35秒東経169度12分30秒の地点に至り、同地点から稜線を北に進み、ポスト・オフィス丘の南東約1.4キロ	この地区は、クロージア岬の北海岸にある地点(南緯77度26分54秒東経169度11分30秒)を起点とし、同地点から東経169度11分30秒の経度線を北に進み、南緯77度26分東経169度11分30秒の地点に至り、同地点から南緯77度26分の緯度線を東に進み、南緯77度26分東経169度28分の地点に至り、同地点から東経169度28分の経度線を南に進み、南緯77度32分東経169度28分の地点に至り、同地点から南緯77度32分の緯度線を西に進み、南緯77度32分東経169度20分の地点に至り、同地点から稜線を西に進み、ボム峰(南緯77度31分東経169度11分30秒)に至り、同地点から東経169度11分30秒の経度線を北に進み、起点に至る線により	この地区は、クロージア岬の北海岸にある地点(南緯77度26分54秒東経169度11分33秒)を起点とし、同地点から東経169度11分33秒の経度線を北に進み、南緯77度26分東経169度11分33秒の地点に至り、同地点から南緯77度26分の緯度線を東に進み、南緯77度26分東経169度28分の地点に至り、同地点から東経169度28分の経度線を南に進み、南緯77度32分東経169度28分の地点に至り、同地点から南緯77度32分の緯度線を西に進み、南緯77度32分東経169度20分の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、ボム峰(南緯77度31分東経169度11分33秒)に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯77度29分35秒東経169度12分30秒の地点に至り、同地点から稜線を北に進み、ポスト・オフィス丘の南東約1.4キロ

第二十五 第四南極特 別保護地区	(略)	(略)	線部分) から成る。
第三十五 南極特別 保護地区	ウイルクス・ラ ンドのバッド海 岸のベイリー半 島北東部	この地区は、南緯66度16分52秒東経110度32分7秒の地点を起点とし、同地点と南緯66度16分51秒東経110度32分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分52秒東経110度32分16秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分53秒東経110度32分19秒の地点を結ぶ直線を結ぶ直線、東経110度32分19秒の経度線、南緯66度16分55秒の緯度線、南緯66度16分55秒東経110度32分24秒の地点と南緯66度16分53秒東経110度32分25秒の地点を結ぶ直線、南緯66度16分53秒の緯度線、南緯66度16分53秒東経110度32分29秒の地点と南緯66度16分54秒東経110度32分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分5秒東経110度33分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分10度33分11秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分9秒東経110度33分10秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分11秒東経110度33分22秒の地点を結ぶ直線、南緯66度	

第二十五 第四南極特 別保護地区	(略)	(略)	メートルのところにある地点(南緯77度28分38秒東経169度13分55秒)を經由し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。
第三十五 南極特別 保護地区	ウイルクス・ラ ンドのバッド海 岸のベイリー半 島北東部	この地区は、バッド海岸のベイリー半島の北東部にあり、南緯66度16分51秒東経110度32分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯66度16分53秒東経110度32分43秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分3秒東経110度33分12秒の地点を結ぶ直線、東経110度33分12秒の経度線、南緯66度17分12秒の緯度線、南緯66度17分11秒の緯度線、南緯66度17分11秒東経110度32分43秒の地点と南緯66度17分6秒東経110度32分18秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。	

第三十六 南極特別 保護地区	(略)	(略)
第三十七 南極特別 保護地区	マクマード入江 のホワイト島の 北西海域	この地区は、ロス島のハツト岬から南西約25キロメートルにあるホワイト島の北西にあり、スペインサー・スマイス岬の東端（南緯78度43秒東経167度32分42秒）を起点とし、同地点からホワイト島の海岸線を南西に進み、南緯78度9分12秒東経167度5分の地点に至り、同地点から南緯78度9分12秒の緯度線を西に進み、南緯78度9分12秒東経167度の地点に至り、同地点から東経
17分11秒の緯度線、南緯66度17分11秒東経110度32分50秒の地点と南緯66度17分10秒東経110度32分41秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分7秒東経110度32分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分6秒東経110度32分20秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分2秒東経110度32分18秒の地点を結ぶ直線、東経110度32分18秒の経度線、南緯66度17分東経110度32分14秒の地点と南緯66度16分56秒東経110度32分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分54秒東経110度32分8秒の地点を結ぶ直線、南緯66度16分54秒の緯度線及び南緯66度16分54秒東経110度32分5秒の地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。		

第三十六 南極特別 保護地区	(略)	(略)
第三十七 南極特別 保護地区	マクマード入江 のホワイト島の 北西海域	この地区は、ロス島のハツト岬から南西約25キロメートルにあるホワイト島の北西にあり、スペインサー・スマイス岬の東端（南緯78度43秒東経167度32分42秒）を起点とし、同地点からホワイト島の海岸線を南西に進み、南緯78度9分14秒東経167度3分28秒の地点に至り、同地点から南緯78度9分14秒の緯度線を西に進み、南緯78度9分14秒東経167度の地点に至り、同地点から

第三十八 第五十八 第三 南極特 別保護地 区	(略)	(略)
第五十四 南極特別 保護地区	ヴィクトリア・ ランドのジオロ ジー岬のボタニ ー湾	この地区は、ヴィクトリア ・ランドのボタニー湾の南西 にあり、ジオロジエ岬の南西 約400メートルのところにあ る地点(南緯77度19秒東経16 2度31分53秒)を起点とし、 同地点からヴィクトリア・ラ ンド北岸の最大高潮時海岸線 を東に進み、南緯77度13秒東 経162度36分10秒の地点に至 り、同地点から東経162度36 分10秒の経度線を南に進み、 南緯77度13秒東経162度36分1 0秒の地点に至り、同地点か ら稜線を南西に進み、南緯77 度1分16秒東経162度34分15秒 の地点に至り、同地点から稜 線を北西に進み、南緯77度59 秒東経162度33分22秒の地点 を經由し、起点に至る線によ り囲まれた区域(次の地図の 斜線部分)から成る。

第三十八 第五十八 第三 南極特 別保護地 区	(略)	(略)
第五十四 南極特別 保護地区	ヴィクトリア・ ランドのジオロ ジー岬のボタニ ー湾	この地区は、ヴィクトリア ・ランドのボタニー湾の南西 にあり、ジオロジエ岬の南西 約400メートルのところにあ る地点(南緯77度18秒東経16 2度31分54秒)を起点とし、 同地点からヴィクトリア・ラ ンド北岸の最大高潮時海岸線 を東に進み、南緯77度12秒東 経162度36分12秒の地点に至 り、同地点から東経162度36 分12秒の経度線を南に進み、 南緯77度37秒東経162度36分1 2秒の地点に至り、同地点か ら稜線を南西に進み、標高32 5メートルの地点(南緯77度1 分17秒東経162度34分15秒) に至り、同地点から稜線を北 西に進み、モレーンの西端(南 緯77度48秒東経162度32分2 0秒)を經由し、起点に至る 線により囲まれた区域(次の 地図の斜線部分)から成る。

第五十五 南極特別 保護地区	ロス島のエヴァ ンス岬	この地区は、ロス島の西部 にあり、ロス島の西海岸線、 南緯77度38分5秒東経166度25 分13秒の地点と南緯77度38分 6秒東経166度25分36秒の地点 を結ぶ直線、東経166度25分3 6秒の経度線、南緯77度38分1 5秒の緯度線及び南緯77度38 分15秒東経166度25分9秒の地 点と南緯77度38分12秒東経16 6度24分49秒の地点を結ぶ直 線により囲まれた区域（次の 地図の斜線部分）から成る。
第五十六 南極特別 保護地区	グローブ山脈の ハーディング山	この地区は、南緯72度51分 東経74度57分の地点を起点と し、同地点と南緯72度51分東 経75度8分の地点を結ぶ直線 、同地点と南緯72度52分東経 75度11分の地点を結ぶ直線、 同地点と南緯72度55分東経75

第五十五 南極特別 保護地区	ロス島のエヴァ ンス岬	この地区は、ロス島東部の エヴァンス岬にあり、スコッ ト小屋の北北東にある地点（ 南緯77度38分8秒東経166度25 分9秒）を起点とし、同地点 から東方、北から109度の方 角に引いた直線を東南東に進 み、スキュア湖西端（南緯77 度38分9秒東経166度25分36秒 ）に至り、同地点から東経16 6度25分36秒の経度線を南に 進み、南緯77度38分16秒東経 166度25分36秒の地点に至り 、同地点から南緯77度38分16 秒の緯度線を西に進み、ウイ ンド・ヴェイン丘の十字架か ら南に20メートルのところ にある地点（南緯77度38分16秒 東経166度25分9秒）に至り、 同地点から西方、北から47度 の方角に引いた直線を北西に 進み、南緯77度38分12秒東経 166度24分50秒の地点に至り 、同地点からホーム・ビーチ の海岸線を北東に進み、起点 に至る線により囲まれた区域 （次の地図の斜線部分）から 成る。
第五十六 南極特別 保護地区	(略)	(略)

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

第六十九 南極特別 保護地区	プリンセス・エ リザベス・ラン ドのイングリッ ド・クリステン セン海岸のアマ ンダ湾	この地区は、アマンダ湾の 海岸線及び南緯69度14分4秒 東経76度46分41秒の地点と南 緯69度13分26秒東経76度53分 54秒の地点を結ぶ直線により 囲まれた区域（次の地図の斜 線部分）から成る。
第七十南 極特別保 護地区	シャルコー島の マリオン・ヌナ タク	この地区は、南緯69度43分 の緯度線、西経75度の経度線 、南緯69度48分の緯度線及び 西経75度30分の経度線により 囲まれた区域（次の地図の斜 線部分）から成る。
南極特別保護地区 第一南極特別保護 地区、第二十三南 極特別保護地区 第二十四南極特別 保護地区	要件 (略)	一 当該地区内での活動は、他の場所 ではできない科学的調査、必要不可 欠な管理活動、教育活動又は第六十 九南極史跡記念物への訪問に限る。 二 当該地区内では車両を使用しない こと。 三 科学的調査のために必要な場合を

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区 第一南極特別保護 地区、第二十三南 極特別保護地区 第二十四南極特別 保護地区	要件 (略)	一 当該地区内での活動は、他の場所 ではできない科学的調査、必要不可 欠な管理活動又は第六十九南極史跡 記念物への訪問に限る。 二 航空機は、指定された地点（南緯 七十七度二十七分四十二秒東経百六 十九度十一分二十五秒）に限り、着 陸することができる。 三 科学的調査又は管理活動のために
---	-----------	--

<p>第三十六南極特別保護地区</p> <p>第三十七南極特別保護地区</p>	<p>第三十五南極特別保護地区</p>	<p>第二十六、第三十四南極特別保護地区</p>
<p>一、二 (略)</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、当該地区内の海岸線又はあざらし等の集団から三百メートル以内の区域には着陸しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、当該地区内に離着陸する場合、当該地区内の海岸線の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三、十 (略)</p>	<p>四、十 (略)</p> <p>(略)</p> <p>除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p>

<p>第三十六南極特別保護地区</p> <p>第三十七南極特別保護地区</p>	<p>第三十五南極特別保護地区</p>	<p>第二十六、第三十四南極特別保護地区</p>				
<p>一、二 (略)</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においては、高度二百五十メートル以上の空域まで飛行できる。</p> <p>五、七 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三、十 (略)</p>	<p>四、十 (略)</p> <p>(略)</p> <p>必要な場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1451 1295 1966"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度七百五十メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度千メートル以下の空域</td> </tr> </table>	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域					
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域					

第三十八南極特別保護地区	<p>九〇十一 (略)</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>八〇十 (略)</p>	第三十九〜第五十三南極特別保護地区
<p>動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南緯七十七度十二秒東経百六十二度三十二分五十六秒の地点と南緯七十七度十五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分五十一秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十三秒東経百六十二度三十二分五十二秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度二十秒東経百六十二度三十一分五十四秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度四秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度九秒東経百六十二度三十一分五十三秒の地点を結ぶ直線及びジオロジ岬の海岸線により囲まれた区域（以下この項において、「管理区域」という。）においては、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動を行うことができる。</p>	<p>第五十四南極特別保護地区</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

第三十八南極特別保護地区	<p>八〇十 (略)</p> <p>一〇六 (略)</p>	第三十九〜第五十三南極特別保護地区
<p>八〇十 (略)</p>	<p>七〇九 (略)</p>	<p>第五十四南極特別保護地区</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

第五十六、第五十九南極特別保護地区

八、十七 (略)

第六十南極特別保護地区

一 (略)

二 当該地区への立入りは、南緯六十六度十三分四十五秒東経百十度十分二十二秒の地点又は南緯六十六度十三分五十分東経百十度十分十五秒の地点から行うこと。

三、六 (略)

七 当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。
八 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

マクロネクテス・ギガ
ンテウス (オオフルマ
カモメ)

百メートル
(科学的調
査のために
必要な場
合にあつて
は、二十メ
ートル)

第五十六、第五十九南極特別保護地区

八、十七 (略)

第六十南極特別保護地区

一 (略)

二 当該地区内に、一回につき三人以上立ち入らないこと。
三 当該地区内に十二時間以上滞在しないこと。

四 当該地区への立入りは、南緯六十六度十三分三十七秒東経百十度十分の地点、南緯六十六度十三分四十五秒東経百十度十分四十一秒の地点又は南緯六十六度十三分四十九秒東経百十度十分三十六秒の地点から行うこと。

五 当該地区内では、南極鳥類又はあさらし等の繁殖地又は集団から十五メートル以内に近づかないこと。また、アプテノデユテス・フォルステリ (コウテイペンギン) の繁殖地から三十メートル以内に近づかないこと。
六、九 (略)

第六十一〜第六十七南極特別保護地区 第六十八南極特別保護地区	
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 科学的調査又は管理活動のために</p>	<p>九 原則として、当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>十 四 (略)</p> <p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖中のものを除く。)</p> <p>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(繁殖中のものを除く。)</p> <p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(海上に在るものに限る。)</p> <p>カタラクタ・マコルミキ(ナンキョクオオトウゾクカモメ)</p> <p>南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種(マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)を除く。)</p> <p>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)</p> <p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖中のものを除く。)</p> <p>三 十メートル</p> <p>五メートル</p>

第六十一〜第六十七南極特別保護地区	
<p>十 一 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>十 一 五 (略)</p>	

第六十九南極特別保護地区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
- 二 当該地区内において車両を使用する場合、南極鳥類の個体から五百メートル以内近づかないこと。
- 三 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地から千メートル以内の区域に離着陸しないこと。
- 四 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地から千メートル以内の区域の直上空域を飛行しないこと。
- 五 当該地区内では回転翼航空機に燃料を補給しないこと。
- 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。
- 四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 五 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第七十南極特別保護地区

- 七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地から五百メートル以内の区域では行わないこと。
- 九 原則として、当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 十 当該地区内に生きてゐる動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 十一 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不

- 可欠な管理活動に限る。
- 二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、露頭から百メートル以内に近づかないこと。
- 三 航空機は、露頭から百メートル以内に着陸しないこと。
- 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。
- 五 原則として、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、原則として、露頭から五百メートル以上離れた区域の雪上又は氷上で行うこと。
- 六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
- 九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。